

# パートナーシップ宣誓制度 宣誓手続き

## 1 宣誓日時の事前予約

宣誓希望日の原則7日前まで(土・日・祝日・年末年始を除く)に来庁、または、電話、Eメール等で宣誓の予約をしてください。当日は、原則個室で対応します。

【予約先】大洲市総務部人権啓発課

電話 0893-24-1746 FAX 0893-24-1022

E-mail jinkenkeihatsuka@city.ozu.ehime.jp

【予約時にお伝えいただきたいこと】

- ①宣誓希望日・時間帯
- ②宣誓されるお二人の氏名  
戸籍上の氏名または通称名をご連絡ください。  
外国籍の人は国籍もご連絡ください。
- ③代表の方の日中の連絡先

## 2 事前に用意するもの

【提出書類】

- ①市内在住または本市への転入を予定していることを確認できる書類  
(ア)本市にお住まいの方  
・住民票の写しまたは住民票記載事項証明書  
(イ)本市に転入予定の方  
・転出証明書の写しなど転入予定であることがわかる書類
- ②配偶者がいないことを確認できる書類  
戸籍抄本
- ③本人確認書類  
マイナンバーカード、運転免許証など
- ④通称名の使用を希望する場合は、当該通称名が分かる書類(郵便物等)

## 3 パートナーシップの宣誓(宣誓当日)

予約した日時に、必要書類を用意して、パートナーのお二人で人権啓発課へお越しいただき、

- ・パートナーシップ宣誓書
- ・パートナーシップ宣誓に関する確認書

にご記入いただきます。

ご提出いただいた確認書、必要書類により、宣誓者の要件や本人確認を行います。

## 4 パートナーシップ宣誓書受領証等の交付

書類に不備・不足などがなければ、「宣誓書の写し」、「パートナーシップ宣誓書受領証」及び「パートナーシップ宣誓書受領証明カード」を後日交付します。受領証明カードは、お一人につき1枚交付します。受取方法は、人権啓発課での交付または、郵送による交付のいずれかを選択できます。

パートナーシップ宣誓書受領証

受領証明カード

第 号

大洲市パートナーシップ宣誓書受領証

\_\_\_\_ 様      \_\_\_\_ 様

大洲市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップの宣誓書を受領しました。

大洲市は、個性と能力を発揮できる人権尊重のまちづくりを推進しています。お二人がお互いを人生のパートナーとして、自分らしく生き生きと輝き、活躍されることを願っています。

年 月 日

大洲市長 二宮 隆久 

(A4 サイズ)

 **大洲市パートナーシップ宣誓書受領証明カード**

大洲市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、お二人からパートナーシップの宣誓書を受領したことを証します。

\_\_\_\_ 様      \_\_\_\_ 様

第 号      年 月 日

大洲市長      

**このカードの提示を受けられた方へ**

このカードは、お二人がお互いを人生のパートナーとし、相互に協力し合う関係であると宣誓されたことを大洲市として証するものです。

法律上の効果が生じるものではありませんがカードの提示を受けた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

**【特記事項】**

(カードサイズ 両面記載)